

自治会員各位

桜台お助けマン互助会
世話役代表 吉沢正夫

“桜台お助けマン互助会”が10月にスタートします。

桜台町内でも少子高齢化が急速に進み、お年寄りだけのお住まいが多くなってきているのが現状です。家具の移動、照明器具の取り替え、水道の水漏れ或いは庭木の枝打ちなどの簡単な作業がご自身ではできず、お困りのご家庭が多くなってきているのではないのでしょうか。そこで町内の有志が、桜台お助けマンとしてそのお困り事や作業のお手伝いをします。桜台自治会の全面的な協力・支援のもとに“お助けマン互助会”を10月1日からスタートする運びとなりました。

☆ **お手伝いの対象となるのは、65歳以上の一人住まい又は、お年寄りのみのご家庭を対象とします。** 病気・けがなどで体をご不自由な方には年齢制限がありません。

☆ **桜台お助けマンは互助会です。**従って、援助を受ける人（利用会員）も、援助する人（協力会員）も**年会費（1,000円）を払って会員になっていただきます。**

☆ **賛助会員も募集します。**本会の趣旨にご賛同いただける個人（1口以上）、法人（5口以上）の方が対象です。賛助会費をお支払いただきます（1口は1,000円です）。

☆ お手伝いする作業内容

- ① 照明器具の点検・交換
- ② 家電製品の点検・修理
- ③ パソコンの不具合点検
- ④ 家具の移動・模様替え
- ⑤ 水道・トイレの水漏れの点検・修理
- ⑥ 排水・下水道のトラブル
- ⑥ 垣根の刈り込み・庭木の枝打ち
- ⑧ 庭の草取り
- ⑨ 買い物、手続き代行
- ⑩ 外出援助（通院・買い物・銀行・散歩）
- ⑪ その他 ご希望があれば可能な限り応じたいと考えています。

お気軽に何でもお困り事をご相談ください。

注) 介護保険の対象となる介護・介助、家事サービスは対象外です。

- ☆ **料金は、作業内容、作業量によって変わります。原則1名、1時間につき800円です。**
作業は1名又は2名以上で行いますが30分単位で計算します。
部品の交換等材料費がかかる場合はその実費をいただきます。

依頼された作業に対し見積書を作成して、ご了解を得た上で作業を開始します。

☆ **入会の申し込み方法（受付開始10月以降の予定）**

- ① 自治会事務室（電話：66-1341）に電話してお名前、住所、電話番号をお知らせください。
- ② “入会申込書”をおもちしますので、必要事項に記入し、押印をしていただきます。同時に年会費（1,000円）をお支払いただきます。

☆ **作業の申し込み方法：**

- ① 自治会事務室（電話：66-1341）に電話してご希望の作業内容をお知らせください。
- ② 世話役が“作業依頼申込書”をおもちし、依頼作業の確認をします。
- ③ その作業がお受けできるかどうか判断し、可能な場合は見積書を作成します。

☆ **“お助けマンの協力会員”になりますか？**

前出の作業内容がいずれかできる方、ふるって参加してください。作業中の事故や依頼者の器物を破損した場合を考慮し傷害・損害賠償保険に加入する予定です。
協力会員は現在12名(8/31)です。

ご不明な点がございましたら、自治会事務室（電話 66-1431）又は世話役代表 吉沢（携帯：090-2638-6181）までお問い合わせください。